

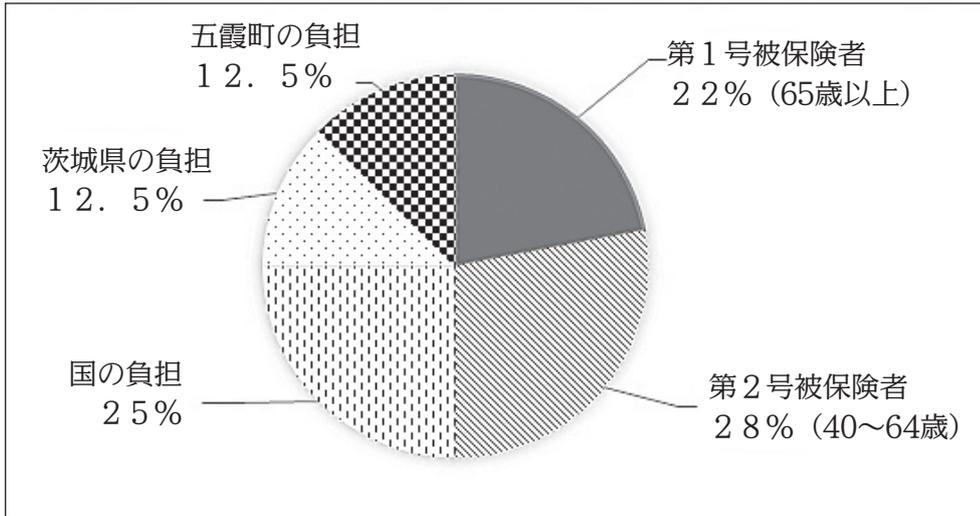
4月から介護保険料が変わります

平成27年度から平成29年度までを計画期間とした「第6期介護保険事業計画」が策定されたことに伴い、介護保険料も改定されることになりました。

第6期介護保険事業計画では、前頁で述べたように65歳以上の高齢者の増加に伴い、要介護認定者数の増加も推測されています。また、それに伴い介護サービスの利用自体も増えることが見込まれます。介護サービスに必要な費用は給付費といい、国・県・町で負担する公費と、皆様に納めていただいている介護保険料で構成されています。今回の改定により、その財源構成が変更になります。下図に示しているように65歳以上の第1号被保険者の方が町に納める保険料の負担割合が21%から22%へ、40歳から64歳までの第2号被保険者の方が医療保険へ納める保険料の負担割合が29%から28%へ変更となりました。

以上のことから、平成27～29年度の給付費見込額及び財源から算出した結果、五霞町の保険料基準額は、月額61,800円（月額5,150円）となり

■ 給付費の負担割合



ます。段階を今までの7段階から9段階に細分化し、低所得者の保険料負担の軽減を図りました。詳細については、下表をご覧ください。

■ 第1号被保険者の所得段階別保険料 ※ () 内の数値は平成29年度からの負担割合

段階	対象者	負担割合	介護保険料 (月額)	
新第1段階	生活保護被保護者、世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者等	基準額 × 0.45 (0.3)	2,300円	
		年金収入等 80万円以下	2,300円	
新第2段階	年金収入等 80万円超 120万円以下	基準額 × 0.75 (0.5)	3,900円	
新第3段階	年金収入等 120万円超	基準額 × 0.75 (0.7)	3,900円	
新第4段階	世帯課税 年金収入等 80万円以下	基準額 × 0.9	4,600円	
新第5段階		年金収入等 80万円超 【基準額】	基準額 × 1.00	5,150円
新第6段階	本人が町民税課税 合計所得金額 120万円未満	基準額 × 1.2	6,200円	
新第7段階		合計所得金額 120万円以上 190万円未満	基準額 × 1.3	6,700円
新第8段階		合計所得金額 190万円以上 290万円未満	基準額 × 1.5	7,700円
新第9段階		合計所得金額 290万円以上	基準額 × 1.7	8,800円

○お問い合わせ 健康福祉課 高齢者支援G ☎(84)0006 (直通)